

はままつ起業家カフェ運営協議会

令和3年度 新規創業者向け ICT 活用販路開拓事業費補助制度のご案内

はままつ起業家カフェでは、浜松市内で初めて開業した方に対し、新たに開設する自社ホームページ作成又は大幅変更にかかる外部委託に要した費用の一部を補助します。

※詳細は、はままつ起業家カフェホームページを確認願います。

<https://www.hamamatsu-startup.com/event/ictkatuyou/>



1. 補助対象者（以下の全ての条件を満たす者）

- (1) 令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に、個人開業又は法人（会社）設立を初めて行う者*1（中小企業でみなし大企業でないこと）

（個人開業の場合は浜松市内で開業しかつ補助対象者（代表者）が浜松市内に住民登録があること。
法人の場合は浜松市内に本店登記があること。）

※1 「開業を初めて行う者」を対象とするため、開業の段階で、既に別会社（法人）の代表権を持つ地位についている方や、既に別会社（法人）を設立済みの方、既に別の個人事業を開業済みの方は対象外です。

- (2) 開業日（個人開業日又は会社設立日）より前の日付で、浜松市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業の証明（以下「特定創業支援証明書」という。）の交付を受けた方又は、「特定創業支援証明書」の取得条件に基づく1ヶ月以上に渡り4日以上実施された所定の創業支援機関のアドバイス等の支援日の最終日が開業日（個人開業日又は会社設立日）より前の日付である「特定創業支援等事業に係る確認書」の交付を受けた方。 等

2. 補助対象期間

補助対象者の開業日の30日前～令和4年3月31日

3. 補助対象経費

○新たに開設する自社ホームページ作成にかかる外部依頼経費又は、既に開設している自社ホームページを変更する場合の外部委託経費（消費税及び地方消費税、振込み手数料は対象外）

※補助対象期間に見積、納品、請求、支払いが完了することが条件。なお、支払い方法は、銀行振込、現金支払のみです。その他の支払い方法（カード決済等）は認めません。

※外部委託先は開業届や法人登記がされている業としてホームページ作成を実施している事業者に限る。この他の業者に依頼する場合や自社で作成する場合は補助対象外になるので注意を。

※ホームページの変更の場合、目に見える大幅な変更に限る。変更前のホームページ内容の提出が必要（例：全面リニューアル、外国語への対応、ECサイト（ネットショップ）構築 等）

※パソコン、プリンタ等の設備費や通信費やドメイン・サーバ維持費等のホームページ維持管理にかかる経費は対象外

※作成するホームページが、専らSNS、ブログ等の既存サービスを利用した形態又は他の者が主催するホームページ（ショッピングサイトやブログサイト等）の一部ではないこと。

※作成するホームページに企業情報（所在地、連絡先、事業内容等）の掲載があること。

4. 補助金額

※ネットショップ（ECサイト）の構築も伴う場合には上限金額が変わります。

○ ECサイトを含まない場合 補助率：補助対象経費の1/2以内 補助限度額：100,000円

○ ECサイトを含む場合 補助率：補助対象経費の1/2以内 補助限度額：150,000円

※ECサイトを含む場合は、ECサイトも外部委託で作成する場合に限る。

（予算の範囲内において、申請書の受付順で審査し補助金を交付するため、予算が無くなり次第受付を終了します。）

【はままつ起業家カフェとは】

浜松市、(公財)浜松地域イノベーション推進機構、浜松商工会議所の3支援機関の協同により、浜松商工会議所に設置するはままつスタートアップの創業支援総合窓口です。

5. 申請スケジュール

(1) 【事前連絡】

申請を希望する場合は、申請書の提出前、できるだけ早い段階で、必ず事前に事務局（はままつ起業家カフェ）に連絡し、内容についての確認を受けてください。

(2) 【申請書提出】 【※ホームページ作成後（支払後）の申請になります。】

補助対象者は、**令和3年4月1日～令和4年3月31日**の期間に「**新規創業者向け ICT 活用販路開拓事業費補助金交付申請書**」（1部）に下記「**添付書類**」を添付し事務局に提出（持参）して下さい。ただし法人設立の場合、3月中下旬の設立では一部の「**添付書類**」が時間的に準備できない可能性があるため注意すること。

※申請書等は「はままつ起業家カフェホームページからダウンロードできます。記載例も併せて確認して下さい。[\(https://www.hamamatsu-startup.com/event/ictkatuyou/\)](https://www.hamamatsu-startup.com/event/ictkatuyou/)」

予算の範囲内において、申請書の受付順で審査し補助金を交付するため予算が無くなり次第受付を終了します。そのため申請受付ができない場合もありますのでご了承願います。

※申請書提出前に事務局に確認の電話連絡をして下さい。※

【添付書類】（①～⑩各1部）

- ① 市納税証明書（代表者（補助対象者）個人）（未納がないことが必須条件）

・証明書の交付については、次のホームページを参照

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/noze/zei/nouzei_shoumei.html

- ② 特定創業支援証明書*2の写し又は、特定創業支援等事業に係る確認書

※証明書の場合、交付日が開業日（個人開業日又は会社設立日）より前の日付であることが条件

※確認書の場合、特定創業支援証明書*2の取得条件に基づく1ヶ月以上に渡り4日以上実施された所定の創業支援機関のアドバイス等の支援日の最終日が開業日（個人開業日又は会社設立日）より前の日付であることが条件（**証明書、確認書ともに浜松市（はままつ起業家カフェ）で交付**）

- ③ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署の受付印が押されているもの）

（個人開業している場合）

- ④ 申請書の提出日の前3か月以内に発行された住民票

（個人開業している場合）

※代表者（補助対象者）が浜松市民であること

- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し

（法人開業している場合）

- ⑥ 法人設立（変更）等届出書の写し

（法人開業している場合）

「浜松市中区元目町120-1 浜松市役所元目分庁舎 市民税課 法人担当（電話 053-457-2152）」まで法人設立（変更）等届出書を提出し、提出された法人設立（変更）等届出書の写しを添付書類として提出して下さい。市民税課への届出書の提出時には、登記簿謄本・定款の写しが添付書類として必要です。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminze/zei/siminze/houjin.html>

「法人等の届出について」参照

- ⑦ 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し（○見積書、○請求書、○領収書）

- ⑧ 作成したホームページを印刷したもの

- ⑨ 変更前のホームページを印刷したもの

（ホームページの変更をする場合）

- ⑩ 事業概要（企業・製品パンフレット等）

（ある場合のみ）

※2 特定創業支援証明書の交付（補助対象者（法人又は個人事業の代表者）本人名での証明書）

・交付までに最短でも1.5ヶ月程度時間がかかりますので、開業準備と併せて事前に準備をお願いします。開業日より前に本証明書の交付を受けることが本補助金の条件です。

・証明書の交付手順については、次のホームページを参照 詳細は事務局に確認下さい。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinko/shien/tokuteisougyou.html>

- (3) 【交付決定】：申請書類を随時受付し、審査の上、予算の範囲内で交付決定を行う。（採択又は不採択の通知）

- (4) 【補助金交付】：採択された補助対象者に対し補助金を交付する。

- (5) 【実績報告】：補助対象者は、原則「**はままつ起業家カフェ**」のフェイスブックやホームページ等への**事業紹介記事掲載をする他**、事業の状況、雇用者数等について、補助事業年度の終了後5年間にわたり毎年1回、事務局の指示に基づき報告していただきます。

【事務局】

はままつ起業家カフェ（申請書受付日時：土日祝祭日、年末年始を除く 申請書受付時間 10:00～17:00）

〒432-8036 浜松市中区東伊場 2-7-1 浜松商工会議所会館 1階

電話 053-525-9745 FAX 053-525-9746

E-mail: sogyo@hama-cafe.jp HP: <https://www.hamamatsu-startup.com>